

石川県公報

令和5年3月10日

第13589号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○一般競争入札の落札者等	(文化振興課)	1	○基本測量実施公告 (監理課) 16
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定	(薬事衛生課)	2	○入札公告 (教育委員会事務局) 16
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定	(同)	3	選挙管理委員会
○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の令和5年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間	(水産課)	3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 18
○県道の区域の変更	(道路整備課)	5	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 18
○県道の供用の開始	(同)	6	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 18
○道路の占用を制限する区域の指定	(同)	6	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 18
○津波災害警戒区域の指定	(河川課)	6	内水面漁場管理委員会
公 告			○共同漁業権漁場の令和5年度目標増殖量 19
○入札公告	(労働企画課)	8	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正 20
○令和4年度後期技能検定合格者公告	(同)	9	

告 示

石川県告示第92号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立図書館清掃業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立図書館経営管理課
金沢市小立野2丁目43番1号
- 落札者を決定した日
令和5年2月7日
- 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町2番1号
- 落札金額
40,920,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年12月23日

石川県告示第93号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ERO AKUMA 4」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FUNKY PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Complete Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「HONEY TRAP GOLD Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「剛力 タチ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ネコ慈裸師」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「nakadas」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「EXG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SELF SERVICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Requiem」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Xross ZONE Imperial」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Venus of The Valley」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「ガンッ！ ポリっく！」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「NIGHT CAT VI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「violated STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Cat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Splash Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Anarchy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Wild Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「ANAL THE FUCKER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD ED」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (23) 次の写真を付して「Violence SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「PORN ONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「RETRO FUTURE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「Free Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「ULTIMATE BRAIN FEVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「PINK CAT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「Meltdown」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Atomics」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「GAMBLER KING」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「213 BOOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「INSERT XI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「PUSH UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和5年3月11日

石川県告示第94号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] -フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
- (3) （8R）-N, N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 1- [1-（3-メチルフェニル）シクロヘキシル] ピロリジン及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和5年3月11日

石川県告示第95号

石川県水産種苗配付規則（昭和31年石川県規則第32号）第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、とりがい、いわがき、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の令和5年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長100mm内外	220,000尾	1尾 40円	令和5年6月1日から 同年7月31日まで	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	放流用
全長80mm内外	2,000尾	1尾 80円	令和5年6月1日から 同年7月31日まで	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	150,000尾	1尾 9円	令和5年8月1日から 同年9月30日まで	令和5年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長16～20mm	220,000個	1個 20円	令和5年5月1日から 同年11月30日まで。た だし、同年7月1日か ら同年9月30日までの 期間を除く。	令和5年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	600kg	1kg 4,800円	令和5年10月1日から 同年11月30日まで	令和5年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

能登事業所生産分

1 とりがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長10mm以上	100,000個	1個 30円	令和5年6月1日から 同年8月31日まで	令和5年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

2 いわがき

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
1連 原盤45枚 (殻長2mm内外)	310連	1連 3,800円	令和5年9月1日から 同年10月31日まで	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用

備考 配布価格は、能登事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重5g内外	1,800kg	1kg 2,900円	令和5年4月1日から 同年7月29日まで	令和5年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	48,000尾	1尾 8円	令和5年8月1日から 同年11月30日まで	令和5年4月1日から 同年11月15日まで	
成 魚	450kg	1kg 800円	令和5年4月1日から 同年11月30日まで	令和5年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	4,000尾	1尾 18円	令和5年8月1日から 同年9月30日まで	令和5年4月1日から 同年9月15日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	129,000粒	1,000粒 1,800円	令和5年11月1日から 同年12月15日まで	令和5年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1~1.5g	46,000尾	1尾 12円	令和5年4月1日から 同年5月31日まで	令和5年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重0.2~0.3g	37,000尾	1尾 12円	令和5年7月1日から 同年8月31日まで	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	
体重0.3~0.5g	24,000尾	1尾 15円	令和5年8月1日から 同年10月15日まで	令和5年4月1日から 同年9月15日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長30mm内外	68,200尾	1尾 2円	令和5年7月1日から 同年9月30日まで	令和5年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	55kg	1kg 2,000円	令和5年4月1日から 同年11月30日まで	令和5年4月1日から 同年11月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長20mm内外	200,000尾	1尾 3円	令和5年5月16日から 同年8月31日まで	令和5年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	
吉原寺井線	下記区間を道路区域から除外する。			南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	能美市吉原町チ36番1地先から 能美市吉原町136番1地先まで	4.80~10.20	271.0	
能都内浦線	鳳珠郡能登町字松波弍八字4番1地先から 鳳珠郡能登町字松波弍八字2番1地先まで	旧	18.27~37.46	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字松波弍八字4番1地先から 鳳珠郡能登町字松波弍八字2番1地先まで	新	26.48~40.16	
	下記区間を道路区域から除外する。			
	鳳珠郡能登町字松波弍八字5番1地先から 鳳珠郡能登町字松波弍八字5番1地先まで		29.44~33.12	

石川県告示第97号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和5年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢湯涌福光線	金沢市兼六元町152番地先から 金沢市小将町2番地先まで	令和5年3月12日	県央土木 総合事務所 維持管理課
能都内浦線	鳳珠郡能登町字松波式八字4番1地先から 鳳珠郡能登町字松波式八字2番1地先まで	令和5年3月10日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和5年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	能都内浦線	鳳珠郡能登町字松波式八字4番1地先から 鳳珠郡能登町字松波式八字2番1地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月10日

石川県告示第99号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 大聖寺土木事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基準水位
加賀市	次の図のとおり	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 南加賀土木総合事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
小松市及び能美市	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び南加賀土木総合事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 石川土木総合事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
白山市	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び石川土木総合事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

4 県央土木総合事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
金沢市	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び県央土木総合事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

5 津幡土木事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
かほく市、津幡町及び内灘町	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

6 羽咋土木事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
羽咋市、志賀町及び宝達志水町	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

7 中能登土木総合事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
七尾市及び中能登町	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び中能登土木総合事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

8 奥能登土木総合事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
輪島市、穴水町及び能登町	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

9 珠洲土木事務所管内

市 町	大字、字、小字及び地番	基 準 水 位
珠洲市	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部河川課及び珠洲土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川障害者職業能力開発校給食業務

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和5年3月16日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年3月22日（水）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年3月28日（火）午後2時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和5年3月28日（火）午後2時 石川障害者職業能力開発校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

令和4年度後期技能検定合格者公告

令和4年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

(特級)

金属熱処理

A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 B0002 B0007
B0008

機械加工

A甲0006 A甲0016 A甲0017 B0002 B0008 B0011
C0001

工場板金

A甲0001 A甲0002

仕上げ

A甲0002 A甲0006 A甲0007 B0003

機械検査

A甲0007 A甲0009 A甲0011 B0001

電子機器組立て

A甲0002 B0001

電気機器組立て

B0001 B0002

空気圧装置組立て

A甲0001 A甲0002 A甲0003

油圧装置調整

A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0012
 A甲0013 A甲0014 B0003 B0005 B0007 B0008
 C0001

建設機械整備

A甲0002 A甲0028 A甲0029 B0002 B0007 B0008
 B0012 C0003

プラスチック成形

A甲0001

(1級)

さく井

パーカッション式さく井工事作業

A甲0001 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010 C0001

ロータリー式さく井工事作業

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002 C0004 C0005

鍛造

ハンマ型鍛造作業

A甲0001

機械加工

数値制御フライス盤作業

D0001

工場板金

機械板金作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0004 C0001
 C0002

数値制御タレットパンチプレス板金作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C0001

機械検査

機械検査作業

A甲0005 A甲0013 C0003

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A甲0001 A甲0006 C0005

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A甲0005 A甲0006 A甲0007

集積回路組立て作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0006 A甲0007

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0009

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A甲0001 A甲0002 A甲0008 A甲0012 A甲0020 A甲0022
 B0001 C0003 C0005

農業機械整備

農業機械整備作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6
C 0 0 0 1

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 B 0 0 0 1 B 0 0 0 4
B 0 0 0 5 B 0 0 0 6 C 0 0 0 1

和裁

和服製作作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2

プリプレス

DTP 作業

A 甲 0 0 0 2

プラスチック成形

射出成形作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 3

みそ製造

みそ製造作業

A 甲 0 0 0 2 B 0 0 0 1

建築大工

大工工事作業

A 甲 0 0 0 4 C 0 0 0 5

配管

建築配管作業

A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 7 A 甲 0 0 1 8 A 甲 0 0 2 0 A 甲 0 0 2 5
A 甲 0 0 2 6 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A 甲 0 0 0 1

型枠施工

型枠工事作業

A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 3 B 0 0 0 1 C 0 0 0 1
C 0 0 0 2

鉄筋施工

鉄筋施工図作成作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 5 C 0 0 0 6 C 0 0 0 7
C 0 0 0 8 C 0 0 0 9 C 0 0 1 1 C 0 0 1 2 C 0 0 1 3 C 0 0 1 4
C 0 0 1 5

鉄筋組立て作業

A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2
A 甲 0 0 1 3 A 甲 0 0 1 4 A 甲 0 0 1 5

防水施工

アスファルト防水工事作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4

塩化ビニル系シート防水工事作業

A 甲 0 0 0 1

改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業

C0001	C0002	C0003			
自動ドア施工					
自動ドア施工作業					
A甲0001	C0001	C0002			
ガラス施工					
ガラス工事作業					
A甲0001	A甲0002				
機械・プラント製図					
機械製図CAD作業					
A甲0007	A甲0009	A甲0010	A甲0012	A甲0013	A甲0014
A甲0015	A甲0019	A甲0020	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0030	A甲0031	B0001	B0002	C0001	C0005
C0006	C0014	C0020	C0021	C0024	C0026
C0029	C0030				
電気製図					
配電盤・制御盤製図作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004		
塗装					
鋼橋塗装作業					
A甲0005	C0001	C0004	C0005		
(2級)					
さく井					
パーカッション式さく井工事作業					
C0001					
ロータリー式さく井工事作業					
B0001					
鍛造					
ハンマ型鍛造作業					
B0001	B0002				
工場板金					
機械板金作業					
A甲0002	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0009	A甲0010
B0002	B0005	B0006	C0001	C0002	C0003
数値制御タレットパンチプレス板金作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	B0001	C0001
機械検査					
機械検査作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0008
A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0020	A甲0027	A甲0042
A甲0045	A甲0053	A甲0054	B0001	B0003	C0002
C0003	C0004	C0007	C0009	C0010	C0011
C0012	C0013	C0017	C0019		
電気機器組立て					
シーケンス制御作業					
A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0007	A甲0010	A甲0011
C0003	C0009				
半導体製品製造					
集積回路チップ製造作業					

A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0015	A甲0016	A甲0018
A甲0023	A甲0024	A甲0026	A甲0027	A甲0028	C0001
集積回路組立て作業					
A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	C0001	
自動販売機調整					
自動販売機調整作業					
C0001					
時計修理					
時計修理作業					
A甲0002					
空気圧装置組立て					
空気圧装置組立て作業					
A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013
A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0019	A甲0020
A甲0021	A甲0023	B0001	C0002		
油圧装置調整					
油圧装置調整作業					
A甲0005	A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	B0001
B0002					
農業機械整備					
農業機械整備作業					
A甲0004	A甲0005	A甲0007			
冷凍空気調和機器施工					
冷凍空気調和機器施工作業					
A甲0002	A甲0008	A甲0009	B0003	B0004	C0001
C0002	C0003	C0004			
和裁					
和服製作作業					
A甲0001					
紙器・段ボール箱製造					
段ボール箱製造作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0003			
プラスチック成形					
射出成形作業					
C0001					
パン製造					
パン製造作業					
A甲0002					
みそ製造					
みそ製造作業					
A甲0001	A甲0002				
建築大工					
大工工事作業					
A甲0003	A甲0004	A甲0006	A甲0008	A甲0009	D0001
D0002	D0003	D0004	D0005	D0006	
配管					
建築配管作業					

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0009	A甲0012	A甲0018
B0001	C0001	C0002	C0003	C0004	C0005

厨房設備施工

厨房設備施工作業

A甲0001	A甲0003
--------	--------

型枠施工

型枠工事作業

A甲0002	A甲0004	B0001	C0001
--------	--------	-------	-------

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A甲0001	A甲0002
--------	--------

防水施工

アスファルト防水工事作業

A甲0001	A甲0002
--------	--------

塩化ビニル系シート防水工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003
--------	--------	--------

樹脂接着剤注入施工

樹脂接着剤注入工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003
--------	--------	--------

自動ドア施工

自動ドア施工作業

A甲0002	A甲0003
--------	--------

ガラス施工

ガラス工事作業

A甲0001

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0001	A甲0003	A甲0009	A甲0014	A甲0017	A甲0018
A甲0025	A甲0026	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0034
A甲0040	C0004	C0005	C0018	C0019	C0022
C0023	C0024	C0025	C0029	C0030	C0034
C0036	C0037	C0038	C0040		

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0008	A甲0010
A甲0011	B0001	C0001			

金属材料試験

組織試験作業

A甲0002

塗装

鋼橋塗装作業

C0001	C0002
-------	-------

(3級)

造園

造園工事作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009				

機械加工

普通旋盤作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012
A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0025
A甲0026	A甲0027	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0032
A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0037	A甲0038	A甲0039
A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044	A甲0045
A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0052	A甲0054	A甲0055
A甲0057	A甲0060	A甲0061	A甲0062	A甲0063	A甲0064
A甲0065	A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070
A甲0071	A甲0072	A甲0073	A甲0074	A甲0075	A甲0076
A甲0077	A甲0078	A甲0079	A甲0080	B0001	B0002
B0003	D0001				

機械検査

機械検査作業

A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013
A甲0014	A甲0015	A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021
A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0029	A甲0031	A甲0032
A甲0033	A甲0034	A甲0037	A甲0039	A甲0040	A甲0043
A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0049	A甲0050	A甲0052
A甲0053	A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0059	A甲0061
B0001	B0002	B0003	B0004	B0005	B0006
B0007	B0008	B0009	B0010	B0011	B0012
B0013	B0014	B0015	B0016	B0017	B0018
B0019	B0021	B0022	C0001	C0004	

電子機器組立て

電子機器組立て作業

A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A甲0011
A甲0012	A甲0015	A甲0018	A甲0020	A甲0021	A甲0022
A甲0024	A甲0030	A甲0031	A甲0034	A甲0035	A甲0036
A甲0038	A甲0039	A甲0040			

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A甲0002	A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007	
--------	--------	--------	--------	--------	--

シーケンス制御作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0008
A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0014	A甲0015
A甲0017	A甲0018	A甲0020	A甲0021	A甲0022	A甲0023
B0001	C0001	C0002	C0003	C0004	C0005
C0006					

時計修理

時計修理作業

A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	C0001
--------	--------	--------	--------	--------	-------

プラスチック成形

射出成形作業

A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	
--------	--------	--------	--------	--------	--

建築大工

大工工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006
 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012
 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018
 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024

型枠施工

型枠工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電 子 基 準 点 測 量)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市、 河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志 水町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町
基 本 測 量 (電 子 基 準 点 測 量 及 び 機 動 観 測)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	珠洲市

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年3月10日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和5年度石川県立錦城特別支援学校給食業務
- (2) 業務内容
仕様書等による。
- (3) 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることを証明する書類を添えて令和5年3月23日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年3月27日（月）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒922-0563 加賀市豊町イ120番地1

石川県立錦城特別支援学校 事務室 電話番号 0761-73-3101

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年3月28日（火）午前10時50分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和5年3月28日（火）午前11時 石川県立錦城特別支援学校 図書室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和5年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,774人

石川県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和5年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,338人

石川県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和5年3月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	124,966人
七 尾 市 選 挙 区	14,236人
小 松 市 選 挙 区	29,246人
輪 島 市 選 挙 区	7,162人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	10,862人
加 賀 市 選 挙 区	18,057人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,485人
か ほ く 市 選 挙 区	9,933人
白 山 市 選 挙 区	31,076人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,091人
野 々 市 市 選 挙 区	14,673人
河 北 郡 選 挙 区	17,678人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,565人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,874人

石川県選挙管理委員会告示第24号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者

の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和5年3月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,338人

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和5年1月1日付けで公示のあった漁業の免許に掲げる共同漁業権漁場の令和5年度目標増殖量を次のとおり定める。

令和5年3月10日

石 川 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											あゆ 産卵床 ㎡
	増 殖 手 法											
	放					流						
あゆ kg	こい kg	ふな kg	いわな kg	やまめ kg	やまめ (さくらます) kg	うなぎ kg	わか さぎ 万粒	ぬま ちちぶ kg	てなが えび kg	かじか 尾		
内共第1号 (大聖寺川)	500			60		36	10					2,000
内共第2号 (柴山潟)		60	110				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	21		21	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	80			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (手取川)	486					60						5,000
内共第11号 (大日川)				67	12							
内共第12号 (下田原川)				80	31							
内共第13号 (赤谷川)				90	31							
内共第14号 (手取川)				480	47							
内共第15号 (大嵐谷川)				16								
内共第16号 (小嵐谷川)				16								
内共第17号 (犀川)	850			15		45					6,000	2,000

内 共 第 18 号 (浅 野 川)	920			9		21					6,000	
内 共 第 19 号 (森 下 川)	100					9						
内 共 第 20 号 (大 海 川)	200			20		60						
内 共 第 21 号 (邑 知 潟)			170									
内 共 第 22 号 (赤 浦 潟)		20						100				
内 共 第 23 号 (町 野 川)	135										2,000	
計	4,735	85	285	1,160	245	336	55	100	10	10	16,500	9,000

注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。

2 いwana、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。

5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。

石川県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止(令和3年石川県内水面漁場管理委員会指示第2号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和5年3月10日

石川県内水面漁場管理委員会

会長 八 田 伸 一

2中「令和5年3月31日」を「令和6年3月30日」に改める。